

答申第220号

情公第1574号

令和3年7月28日

神奈川県公安委員会
委員長 岡田 優子 様

神奈川県個人情報保護審査会
会長 玉巻 弘光

自己情報一部開示処分に関する審査請求について（答申）

令和2年8月19日付けで諮問された警察相談受理票等一部不開示の件（諮問第237号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、審査請求人に係る警察相談受理票及び警察相談措置票を一部不開示としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づき、令和2年2月28日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、審査請求人が暴力を振るわれた件について、
■年■月■日に特定警察署に相談した際に特定警察署が作成した警察相談受理票及び警察相談措置票並びに同文書に添付された審査請求人を撮影した写真に記録された審査請求人を本人とする保有個人情報の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求に対し、実施機関は、令和2年3月10日付けで、■年■月■日受理に係る警察相談受理票並びに■年■月■日、■月■日、■年■月■日、■月■日及び■月■日措置に係る警察相談措置票並びに同文書に添付された審査請求人を撮影した写真（以下「本件受理票等」という。）を保有個人情報として特定の上、警察相談受理票の決裁欄及び相談受理者欄並びに警察相談措置票の措置者欄に記載された警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影（以下「警部補以下氏名等」と総称する。）について、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人が識別される情報であるとして条例第20条第3号を理由に不開示とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、令和2年6月8日付けで、神奈川県公安委員会に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分について、その取消しを求める審査請求を行った。

3 実施機関（担当：神奈川県警察本部総務部広報県民課）の説明要旨

弁明書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第20条第3号該当性について

ア 条例第 20 条第 3 号本文該当性について

警部補以下氏名等は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報に該当するため、条例第 20 条第 3 号本文に該当する。

イ 条例第 20 条第 3 号ただし書該当性について

条例第 20 条第 3 号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからウまでに該当する情報は開示すべき旨を規定しているが、警部補以下氏名等は、以下のとおり、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(ア) 条例第 20 条第 3 号ただし書ア該当性について

警部補以下氏名等は、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても一般的には公表されておらず、慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではない。

(イ) 条例第 20 条第 3 号ただし書イ及びウ該当性について

警部補以下氏名等は、「個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」又は「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に当たるとは認められないため、条例第 20 条第 3 号ただし書イ及びウには該当しない。

(2) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、特定警察署が行った審査請求人への取扱いについての要望や行政文書の訂正等を主張し、本件処分の取消しを求めているが、実施機関による条例に基づく開示・不開示の判断には何ら影響を及ぼすものではないことから、本件処分を取り消すべき主張とは認められない。

4 審査請求人の主張要旨

(省略)

5 審査会の判断理由

(1) 警部補以下氏名等について

条例第20条第3号本文は、「請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により請求者以外の特定の個人を識別することができるもの若しくは個人識別符号が含まれるもの又は請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示とする旨規定している。

もともと、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからウまで、すなわち「法令等の規定により又は慣行として請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」(同号ただし書ア)、「個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」(同号ただし書イ)、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」(同号ただし書ウ)に該当するものについては、開示すべき旨規定している。

そこで、警部補以下氏名等の同号該当性について、以下検討する。

警部補以下氏名等は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、当該個人が識別される情報に該当するため、同号本文に該当することは明らかである。

また、警部補以下氏名等は、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても一般的には公表されておらず、「法令等の規定により又は慣行として請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」ではないことから、同号ただし書アに該当せず、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書イ及びウにも該当しないことは明らかである。

よって、警部補以下氏名等は、同号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないと判断する。

なお、審査請求人は、警部補以下の階級ではない者の氏名を不開示にして偽ったり、警部補以下の階級の者を身代わりにして開示を阻止した旨主張するが、当審査会が確認したところ、不開示とされた警察官の氏名は、いずれ

も警部補以下の階級にある者のものであることが認められ、同号に係るその他の主張については、当審査会は調査審議する立場にない。

(2) カラーコピーの交付について

審査請求人は、本件請求に対して実施機関が交付した審査請求人を撮影した写真について、カラーコピーの交付を求めているが、当審査会が確認したところ、本件受理票等の印刷に使用した特定警察署特定係に設置されているプリンターは単色刷りのものであり、現存する本件写真を含む本件受理票等の原本についても単色刷りのものしかないことが認められるため、かかる主張を認めることはできない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、特定警察署における本件事件の取扱いについて主張するが、当審査会は保有個人情報の開示の請求に係る諾否の決定の当否について神奈川県公安委員会から意見を求められているのであり、当該主張について調査審議する立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年8月19日	○ 諮問
9月9日	○ 審査請求人から条例第43条第3項の規定に基づき提出された意見書を収受
令和3年2月18日 (第312回審査会)	○ 審議
3月18日 (第313回審査会)	○ 審議
4月15日 (第314回審査会)	○ 審議
5月20日 (第315回審査会)	○ 審議
6月17日 (第316回審査会)	○ 審議
7月5日	○ 審査請求人から条例第43条第3項の規定に基づき提出された資料を収受
7月12日	○ 審査請求人から条例第43条第3項の規定に基づき提出された資料を収受

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	現職	備考
金井 恵里可	文教大学教授	
金子 匡良	法政大学教授	会長職務代理者
高橋 良	弁護士（神奈川県弁護士会）	
玉巻 弘光	東海大学名誉教授	会長
長谷川 範子	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和3年7月28日現在）（五十音順）